

運動部活動改革プラン

(新 規)
30年度概算要求額：120,000千円

要求要旨

平成29年度に作成する「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえた運動部活動に関する実践・調査研究を行い、各学校において持続可能な運動部活動が行われるよう、研究結果を周知・普及させる。

要求内容

運動部活動の在り方に関するアドバイザリー会議の開催等

外部有識者による実践・調査研究の実施状況の把握及び実施結果の周知・普及

平成29年度作成のガイドラインを踏まえた運動部活動に関する実践・調査・実証研究

運動部活動のニーズの多様化等に対応するため、以下の課題に関する実践・調査研究を実施

(教育委員会に委託：4課題×4地域)

(民間団体に委託：7団体)

ニーズの多様化 「ゆるスポ」「合同部」等

【課題】
適度な活動量や強度を望む生徒への対応、少子化に伴う部員の減少

【期待される効果】
多様な運動機会の充実による運動習慣の形成、地域単位での部活動の枠組みの創成

地域・家庭によるスポーツ活動への移行

【課題】
顧問教員の負担軽減

【期待される効果】
「学校部活動」から「地域活動」への一部移行により、生徒の総運動時間を確保しつつ、「学校部活動」の活動時間を抑制

学校医・産婦人科医との連携

【課題】
長時間活動の是正、女子成長期におけるスポーツ活動への理解促進

【期待される効果】
科学的トレーニングの導入による効率的・効果的な活動、障害・外傷予防、女子の運動参加への促進

競技大会の運営の在り方

【課題】
引率教員の負担軽減、大会数の増に伴う活動量の増

【期待される効果】
競技大会の運営や開催数の適正化、教員の負担軽減

企業・クラブチーム等との連携

【課題】 企業等との連携による質の向上

【実証事例（案）】
・民間資金(スポンサー)を活用した運動部活動の運営
・プロチームとの業務提携による運動部活動の運営
・市民参加型の運動部活動の実施 など

各学校における持続可能な運動部活動の実施

部活動指導員配置促進事業 ～部活動の適正化に向けて～

平成30年度要求額：1,504,100千円(配置人数：約7,100人) <新規>

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。<スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象>

現状・課題

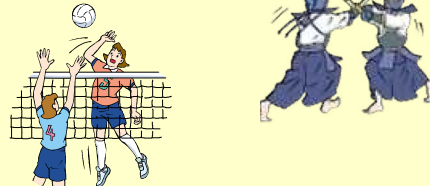
- ◇中学校教諭の部活動に係る1日当たり勤務時間は、土日で1時間4分増加(H18：1時間6分→H28：2時間10分)
(出典)文科省「教員勤務実態調査(平成28年度)」(速報値)
- ◇中学校の運動部活動担当教員のうち、担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技経験がない教員の割合45.9%
(出典)(公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」

対応策

- ◇適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を促す。
⇒「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」策定中
- ◇**指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置促進**

期待される効果

- ◇**教員の働き方改革**
 - ・部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保
 - ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減
- ◇**部活動の質的な向上**
 - ・正しい理解に基づく、技術の向上
 - ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
 - ・想定される事故・けがの未然防止



〔部活動指導員の活用例〕



※この他、部活動指導員と教員とが顧問として役割分担を行い、教員の負担軽減を図ることも可能

補助金の概要

- 原則として補助対象は「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に該当する者)を想定
- 1校あたり3人程度の部活動指導員を計画的に配置(4年計画の初年度：全体計画の1/4を計上)
- 事業主体：都道府県、市町村※公立の中学校等の設置者(部活動指導員に関する規則等を整備)
- 補助割合：国1/3(市町村が事業主体の場合、都道府県が1/3、市町村が1/3を負担。都道府県、指定都市の場合は2/3を負担。)
- 補助対象経費：公立の中学校等に配置する部活動指導員に対する報酬等、交通費、出張旅費

